

令和7年第1回教育委員会定例会
(1月14日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年1月17日（火）午後2時51分から午後3時35分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	垣内恵美子

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	山田 安宏
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

（1）庶務課

ア 私立幼稚園預かり保育推進補助金の改定について

（2）学務課

イ 小中学校補助教材費等支援について

ウ 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設について

（3）指導課

エ 不登校支援に向けた取組みの充実について

オ 令和7年度中学生海外短期留学派遣事業の実施に係る参加費の免除について

（4）教育改革担当

カ 学びのキャンパス台東アクションプランの改定について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和7年2月の行事予定について

(2) 学務課

イ 令和6年度学校保健関係表彰について

ウ 第57回台東区学校保健研究発表会の開催について

3 その他

午後2時51分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第1回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。日本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の報告事項から聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思っております。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和7年2月の教育委員会の行事予定についてご説明いたします。資料は7をご覧ください。

教育委員会の定例会は、2月3日と18日、ともに14時からになります。

またその他の予定では、青少年指導者育成会会の新年懇親会が1日の18時30分から、私立幼稚園との懇談会が18日の教育委員会定例会後に予定されてございます。

また、20日の13時30分からは生涯学習センターで学校保健研究発表会、22日の9時30分からはリバーサイドスポーツセンターで生活指導子供会ビーチボール大会がそれぞれ開催される予定でございます。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に、学務課のイ、及びウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは報告事項学務課のイ、令和6年度学校保健関係表彰についてご説明

いたします。資料 8 をご覧ください。

項番 1、文部科学大臣表彰につきましては、資料記載の 1 名の先生が受賞されました。彰式は 11 月 7 日、宮崎県宮崎市にて行われました。

次に項番 2、東京都功労者表彰につきましては、資料記載の 1 名の先生が受賞され、表彰式は 10 月 1 日に東京都庁にて行われております。

最後に項番 3、東京都教育委員会表彰につきましては、資料記載の 3 名の先生方が受賞されました。表彰式については、今月 15 日水曜日、東京都庁において行われる予定です。

なお、いずれの推薦につきましても、台東区学校保健会の下部組織である選考委員会におきまして、基準に基づき選考し、東京都へ推薦しているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

続きまして、報告事項、学務課のウ、第 57 回台東区学校保健研究発表会の開催についてご説明いたします。資料 9 をご覧ください。

台東区学校保健会は学校保健の研究並びに普及・発展を図ることを目的としており、その一環として毎年、研究発表会を行っております。

今年度は令和 7 年 2 月の 20 日木曜日午後 1 時半より、台東区生涯学習センターミレニアムホールにて開催をいたします。研究発表の内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

また今年度の特別講演は、子どものアレルギー疾患及び対症療法についてというテーマで、順天堂大学医学部附属順天堂医院、小児科助教、山田啓迪先生にご講演いただく予定でございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、まず学務課のイについて、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 では、続きまして、学務課のウについて、学校保健会の研究発表会について、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイ及びウについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

恐れ入りますが傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○佐藤教育長 非公開の会議録署名員につきましては、定例会に引き続き神田委員にお願い

いします。

〈日程第 1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第 1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、私立幼稚園預かり保育推進補助金の改定についてご説明いたします。資料 1 をご覧ください。

初めに 1、目的でございます。私立幼稚園は各園が特色ある教育活動を展開し、長きにわたり、本区の幼児教育の発展に貢献をしております。今般、保護者の働き方の多様化や共働き世帯の増加により、区立幼稚園と同様、預かり保育事業の拡充に対する保護者のニーズが年々高まってきている状況でございます。こうした現状を踏まえ、表題の補助金を増額することにより、区内の私立幼稚園が預かり保育事業を拡充し、保護者ニーズに合った教育環境整備の促進が図れるよう、改定をするものでございます。

次に 2 の事業概要でございます。まず (1) の対象施設は、区内の私立幼稚園でございます。

(2) の改定内容でございますが、1 点目として、預かり保育時間の延長に応じて、1 時間ごとの補助額を設定いたします。表の左から、区分、それから補助額とありますが、今回、右側の太線で囲んでいる箇所が新たに設定する時間延長分の 1 時間当たりの補助額となっております。

また、2 点目として療育支援加算を新たに設定いたします。こちらは要支援児の利用実績に応じて補助をするもので、補助額は 1 人につき 1 時間当たり 300 円でございます。

次に括弧 3 の適用時期ですが、令和 7 年 4 月からの適用としております。

続いて、3 の予算額（案）ですが、私立幼稚園の預かり保育に関する補助事業全体で 2,794 万 2,000 円。そのうち今回の改定分が 924 万 2,000 円となっております。

最後に 4、今後の予定でございます。本案につきまして、政策会議に諮った上で、第 1 回区議会定例会の区民文教委員会に報告をしていく予定です。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 確認をさせていただきたいんですけれども、こちらの (2) の①のところで、時間延長に応じて 1 時間ごとの補助額を設定するということですが。これは預かり人数とかクラスの人数とかは全く関係がなく、一定額で時間計算で行うということになるんでしょうか。

○庶務課長 浦井委員ご指摘のとおりで、今も実際に預かり保育事業を実施していただい

ているところでございますが、この表に示させていただいたような形で時間預かり保育時間自体の延長を図った場合にはこの分の補助を出していくということになっております。

○浦井委員 ありがとうございます。預かり保育事業というのはものすごく、今ニーズが本当に、高まっていますけれども、なかなかそれを実施しようとしても、私立幼稚園は特に難しいところがありますので、こうして補助していただけるのは、やはり大変ありがたいことではないかと思います。ただ一方で、やっぱり何人先生がいらっしゃるかとか、どれぐらいのクラスと子供の数でやるかなど、状況によってかなり変わるところも出てくるかなと思います。今回はこれでよいと思うんですけれども、また必要そうであれば、今後いろいろフレキシブルな形で見直していただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 その他、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(2) 学務課 イウ

○佐藤教育長 次に、学務課のイ、及びウについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項、学務課のイ、小中学校補助教材費等支援についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番 1、背景です。国が実施した子供の学習費調査によると、保護者が負担している小・中学校での教育活動に要する費用は増加傾向にあり、公立の小・中学校においては、学校で使用する教材や学用品等にかかる費用の割合が最も大きい状況です。また、区が実施した次世代育成支援に関するニーズ調査では、子育て支援として経済的支援の強化を求める回答が多くあり、保護者の経済的負担軽減に向けた対策を講じる必要がございます。

項番 2、目的です。区立小中学校等に通う児童・生徒が学校の教育活動において使用する補助教材や学用品等にかかる費用について、区が補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の充実と子育て支援のさらなる拡充を図ります。

項番 3、支援策です。(1) 内容です。区立小中学校において使用する補助教材や学用品等の調達について、区が支援いたします。具体的には、ドリルや資料集などの補助教材や、リコーダー、習字道具等の学用品、日帰りの校外学習等に要する費用を各学校に補助いたします。

また、区外の特別支援学校に通う区内在住の児童・生徒については、保護者の申請により対象経費を補助いたします。

(2) 実施時期は令和7年4月より予定しております。

項番 4、予算額（案）です。小中学校合計で 3 億 1,561 万円です。内訳としましては、小学校分が 2 億 1,891 万円中学校分が 9,670 万円となっております。

項番 5、今後の予定です。政策会議で報告した後、第 1 回区議会定例会区民文教委員会に報告し、令和 7 年 4 月より支援を実施いたします。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、協議事項のウ、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設についてご説明いたします。資料 3 をご覧ください。

1、経緯です。近年、全国的に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は増加しており、本区においてもその傾向は同様となっております。そうした中、特別支援教室での指導では、その効果が十分に現れにくい児童・生徒への教育的支援を充実させるため、区立小中学校特別支援学級の整備に関する方針に基づき、新たに自閉症・情緒障害特別支援学級を設置いたします。

項番 2、対象の児童・生徒です。次の（１）・（２）、両方に該当する児童・生徒が対象となります。

（１）として、知的発達の遅れがなく、①自閉症、または②選択性かん黙等があり、困難を抱えていることが条件です。

（２）として、①本区の特別支援教室で指導を受けているが、課題の改善が困難であるもの、または②通常の学級や知的障害特別支援学級からの転学が適当であると教育委員会が判断したものの、いずれかに該当することが条件となります。

項番 3、設置校及び開設時期です。令和 8 年 4 月に石浜小学校令和 9 年 4 月に、御徒町台東中学校に開設いたします。なお、設置校の負担軽減の観点から、学級新設に伴い、特別支援教室拠点校を石浜小から東浅草小へ、御徒町台東中から忍岡中に変更いたします。

項番 4 整備内容です。恐れ入ります。3 ページの別紙をご覧ください。石浜小につきましては、既存の教室内に可動式の間仕切りの設置工事を行い、特別支援学級の教室 2 教室分、並びにクールダウンスペース、職員室を整備いたします。開設当初は 1 学級を想定しております。

また、御徒町台東中も同様に、同規模の学級整備を行う予定ですが、詳細につきましては、令和 7 年度からの大規模改修の設計の中で検討してまいります。

恐れ入ります。説明資料 1 ページにお戻りください。項番 5、予算額（案）です。石浜小環境整備等にかかる費用として 2,013 万 4,000 円を計上しております。

2 ページをご覧ください。項番 6、今後の予定です。政策会議、議会報告をした後、学級開設に向けた周知や環境整備・相談等を進めてまいります。また令和 8 年度は、御徒町台東中での開設に向けて準備を実施してまいります。

長くなりましたが説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まずは学務課のイについて、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 教材・学用品等の補助や、支援があると、保護者にとってありがたいことだと思います。

ドリルや資料集、リコーダーなど書いてあるのですけれども、その線引きみたいなどころはあるのでしょうか。それから学校に均等に分けるのか、人数に合わせて給付するのかなど細かな規定はあるのでしょうか。

○学務課長 この事業を組み立てるに当たって、まず各学校に調査をしました。まず、対象となるものが、学校を通じて一括で購入をしているものなので、学校でお金を集めて、学校が皆さん統一で購入をしているものを、まず対象としております。またそれ以外、物品以外ですと、日帰りの校外学習で、例えば施設の入館料ですとか、そういったものを対象にしております。基本的には大きなものとしては、大体が全ての学校に共通しておるんですが、中には当然各学校独自の取組というものもございますので、ただ、それは当然その学校独自にはなりますが、そういったものも一応対象にはしております。

○神田委員 ありがとうございます。

これまで学校では、保護者の負担を減らすように、効果的なものを厳選して使うなど、いろいろ工夫してきたと思います。学校の状況なども聞きながら、補助ができるといいかと思います。

以上です。

○浦井委員 今、神田委員のご質問の流れのことで、ちょっと関係したことなんですけれども。こちらの支援策の（１）の内容のところに、区外の特別支援学校に通う区内在住の児童・生徒については保護者の申請に対し経費を援助するとなっているんですが、そうすると、普通学級の方の生徒さんに関しては学校が一括で申請をして、こちらの特別支援学校については、保護者の方がそれぞれ個別に申請するという形になるのでしょうか。

○学務課長 区立の小・中学校につきましては、今浦井委員がおっしゃったとおり、学校のほうで徴収しているものというのが、先ほど私も説明した通りもう各学校で把握できますので、その金額を、学校のほうに補助をして、学校のほうで一括購入して、物品をそれぞれに配布していただく。

ただ、区外の特別支援学校に通うお子さんというのは、当然様々な特別支援学校に通われていて、その教材費というのをなかなか我々のほうも一律には把握できておりませんので、こういったことをしっかり周知した上で、恐らく学期ごとになろうかと思いますが、保護者の申請で、それに基づいて補助経費を交付するというような形になります。

○浦井委員 ありがとうございます。よく分かりました。

やはり区外の特別支援学校に通う区内在住の児童さんというのはすごく多いというわけではないと思いますので、保護者の方が個別に対応するとなると、やはり情報が行き届くなど、保護者の不安もあると思います。ただでさえ大変な中で、混乱や不満など、いろい

ることが出てくるかと思しますので、ぜひ細やかな対応をお願いできればと思うところで
す。よろしくお願いいたします。

以上です。

○川崎委員 確認ですけど、これは学校で教材費の徴収がなくなるのですか。

○学務課長 教材費の徴収がなくなるようにします。

○川崎委員 分かりました。そうすると、学校当たりでいろいろと金額は違うけれども、
それを学校で徴収していた具体的なものについては全て補助していくという理解でよろし
いですか。

○学務課長 そのとおりです。

○垣内委員 すばらしい試みだというふうに思いますけれども、これは保護者の経済状況
にかかわらず、必要なものは子供たちに渡すという制度ですね。今、学校によって、学校
ごとに調達するので、価格が変わったりとか、補助教材にたくさんのお金を使っている学
校と、非常に努力されて、節減されている学校というのがあると思うんですけど、そこら
辺はもうそれぞれの学校のお考えだということで、特に平準化するということは考えてい
ないのかどうか。

それからもう一点、補助教材で、各学校で共通のものであれば、割と最近は一括で、大
口契約をするとコストダウンになるということもあって、いろいろな動きがありますけれ
ども、ここはあくまで、それぞれの学校の、今、保護者さんから調達して、一括契約で購
入しているもののみを対象として、その形式は維持するというところでよろしいでしょうか。

○学務課長 まず一点目なんですけど、平準化については基本的には考えておりません。
各学校がそれぞれ、やはりこれは、その学校の考えで使っている教材とかがございます
ので、平準化については基本的には考えておりません。

また2点目、一括購入について。こちら、昨年の夏ぐらいに、実際にこの事業を考え
るに当たって、各校に調査を行ったんですけども、やはり習字道具一つをとっても、や
はり様々なメーカーというか、違ってしますので、そこを基本的には統一することは考え
ておりませんが、ただ、実際にこれをやってみて、もし例えば寄せられるとか、そういう
ことがあるようであれば、そこはちょっとまた検討していきたいなと思います。

○佐藤教育長 よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 続きまして学務課のウですね。

○神田委員 情緒障害の学級が新設されるというのは大変すばらしいことだと思いますし、
本当にニーズも多いんじゃないかと思うんですけど、実際に来年度、入りそうな子供の数
というのは、大体把握されているんでしょうか。

○学務課 今、併せて入級基準についても、この検討委員会、学校の先生にも入っていた
いでいる検討委員会の中で今、入級基準も決めているようなところなんですけど、概ね、
大体1学級8人の中で収まるようなぐらいの見立てで今考えています。

○神田委員 実際に知的障害の学級にも若干情緒障害的なお子さんも入っているかと思いますが。基準をしっかり設けて、子供たちに合った教育をぜひ受けられるようにということをお願いしたいと思います。

○垣内委員 本日視察させていただいた東泉小学校でもおっしゃっていましたが、効果が上がってきて、普通のコミュニケーションが取れるようになったら通常学級へ戻るという事もあるというお話がありました。ここも同様に行ったり来たりというんですか。そこは割と柔軟に対応されることになるんでしょうか。

○学務課長 本日、片寄校長の方からもらったんですけど、基本的にはその可能性はあります。なので、そのお子さんの改善が見られるようであれば、通常の学級に転学する可能性というのはゼロではございません。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイ、及びウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 指導課 エオ

○佐藤教育長 次に、指導課のエ、及びオについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは協議事項エ、不登校支援に向けた取組の充実についてご報告いたします。資料4をご覧ください。

項番 1、経緯と目的でございます。昨年度の国の調査によると、全国の不登校の児童・生徒数は34万人を超え、過去最多となりました。このような状況から、子供たち1人1人の様々な状況に対応した居場所づくり、教育環境の整備が求められており、本区においても、不登校の児童・生徒数は増加傾向が続いており、生活指導上の喫緊の課題となっております。そのため、これまでの取組に加え、新たにチャレンジクラスの設置、校内別室指導支援員、及び不登校対応巡回教員の配置を通じ、不登校施策の充実を図ることでございます。

項番 2、新たに実施する不登校支援の取組みをご覧ください。まず(1)チャレンジクラス(仮称)、東京型登校特例校の設置についてです。事業の概要・目的は、不登校の生徒を対象とした学級を中学校内に分教室として設け、教員を配置し、生徒の実態に配慮した特別の教育課程による事業を実施することです。また、少人数環境の中、安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある教育課程、1日4時間程度を編成することで、チャレンジクラスに在籍する生徒の登校日数の増加、学習内容の定着を図ること、また、チャレンジクラスに在籍する生徒を含む設置校全体で、学校内外の機関などや教職員によ

る相談・指導等を受けていない生徒の解消等を図ることです。設置校は上野中学校です。令和 7 年度予算案は、歳入 90 万 2,000 円、歳出 180 万 5,000 円です。

続いて（2）校内別室指導支援員の配置についてです。事業の概要目的は、登校はできるものの、教室に入れない児童・生徒に対して、空き教室等を活用した学習の場を提供するとともに、見守りやICT機器の支援等に従事する校内別室指導支援員を配置することで、不登校の未然防止や早期解決を図り、個別最適な学びの充実や社会的自立の一助となることです。設置校及び配置校は、区立小・中学校、26 校全校です。令和 7 年度の予算は、歳入は 126 万円、歳出は 3,285 万 7,000 円です。

最後に（3）不登校対応巡回教員の配置についてです。区立中学校 7 校のうち 5 校を週 1 回訪問し、各校の不登校対応や不登校を生み出さない魅力ある学校づくりについて助言等を行うものです。また、生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、空き教室等を活用した学習の場の環境整備や、活動内容について、校内別室指導支援員とも連携を図ることです。拠点校は忍岡中学校です。

項番 3、不登校支援の全体像（既存事業と新規事業の関係性）をご覧ください。新規事業は黒四角で示しております。台東区としては、現在、在籍校の登校が可能な児童・生徒に対しては、校内での支援、エデュケーション・アシスタントの活用を行っております。また、学校以外での支援が必要な児童・生徒については、生活指導相談学級、あしたば学級、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム、ふれあいパートナーを実施しております。

そこで在籍学級への登校は困難だが、学校内での支援が可能な児童・生徒については、支援をさらに充実させるために、先ほど述べましたチャレンジクラス（仮称）東京型不登校特例校の設置、校内別室指導支援員の配置、不登校巡回指導教員の活用を進めてまいります。

項番 4、今後の予定についてです。そちらにあるとおりです。

エについては、報告は以上となります。

続いて、オ、令和 7 年度中学生海外短期留学派遣事業の実施に係る参加費の免除についてご説明いたします。資料 5 をご覧ください。

項番 1、（1）、本事業の趣旨でございます。本事業の趣旨は、台東区立中学校におけるグローバル教育を推進するため、生徒をオーストラリア連邦シドニー市及びノーザンビーチに派遣し、海外における生活や学習、及び相互交流などの直接体験を通して豊かな人間性を培い、国際社会において尊敬と信頼の得られる区民の育成を目指すことでございます。

（2）参加者及び参加費用については、参加費は台東区立の中学校に通う中学校 2 年生 20 名です。参加費用は 1 人当たり 5 万円です。

項番 2、令和 7 年度の変更点についてご説明いたします。（1）変更する内容は、就学援助を受給している生徒の参加費 5 万円の免除です。（2）理由といたしましては、本区

の就学援助制度では、援助対象費に、修学旅行費やオリエンテーション費を設定しており、就学援助受給者の経済的負担に配慮し、実費を全額支給しています。このことになり、経済的理由により参加の機会が失われることなく、参加を希望する全ての生徒対象生徒が対象で、等しく中学生短期海外留学派遣事業に参加の申込をすることができるようにするためでございます。

(3) 対象について。対象者については、令和 7 年度の就学援助支給決定を受けている生徒の保護者です。

項番 3、予算額案です。歳入は約 20%の生徒が就学援助受給者であることを想定し、16 名分の参加費 80 万円としております。歳出はご覧のとおりです。

項番 4、今後のスケジュールです。この後、1 月中旬から派遣生徒の募集を始めます。募集の際に免除措置実施について保護者へ周知いたします。2 月から 3 月に選考を行い、3 月下旬に派遣生徒が決定します。6 月下旬に派遣生徒保護者説明会を行い、その際に改めて免除措置実施について保護者に周知し、免除申請書式を配付いたします。7 月中旬に学務課より就学援助申請結果通知が家庭に届きますので、書類に記入・提出いただき、免除が決定する流れとなると考えております。

オについての説明は以上となります。よろしくご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、指導課のエについて、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 すばらしい試みだと思います。

質問は、2 の (1)、それから (2)。歳入と歳出があって、歳入って、何か収入ということだと思うんですけど、これは補助金か何かということなんでしょうか。

それから、(3) の巡回教員さんを配置することについては、予算とかは計上されていないのでしょうか。何か付加業務があるということは、コストが発生するかと思うんですが、そこら辺、どういうふうになるのかということをお教えいただければと思います。

○指導課長 教育長、指導課長はい、1 点目の歳入については補助金でございます。東京都からいただくような形になっております。

二つ目の (3) の不登校巡回教員の配置についてですけれども、これまで不登校加配教員というのが区内でもついておりました。来年度のところから、この巡回教員ということでの配置になりますので、これまで東京都から加配という形でいただいている教員が、今度は巡回をするということになるということです。

○神田委員 新たな取組を三つ同時にやるということは、すばらしい取組で、期待をしたいと思います。

2 の (1) のチャレンジクラスというのは、東京型不登校特例校ということで、東京都のほうで進めていると考えてよろしいのでしょうか。他地区で既にやっていて、成果を上げている例がありましたら具体的に教えていただけたらと思います。

○指導課長 1 点目について再度ご質問していただいてもよろしいでしょうか。

○神田委員 チャレンジクラスという東京都の取組、補助金について、先行してやっているような地区があったら、その具体例と成果を教えてください。

○指導課長 実際に東京都の取組でございます。現時点でも 10 校取り組んでいただいていると。また、他でも、本区以外にも、来年度から取組むということを聞いております。

実際に具体的な成果というところでは、やはり不登校の子供たちが少しでも学校へ登校できるように、教育課程も通常の教育課程とは違って、例えば日課等が、少し緩やかになっています。なかなか生活リズムというのが不登校の子供たちは安定していないところもあつたりしますので、通常の登校よりも 1 時間ぐらい遅い時間から登校して、実際にその負担感なく、登校が少しずつ積み重なって行って出席が増えていくということです。学習の定着がなかなかできていないということもあつたりしますので、学習の理解というのを深めていくということで、成果というのが上がっているということは聞いております。

○神田委員 この 10 校というのは都内の他地区ということですよ。

いろいろな状況、生活のリズムがうまくいかない、学力が低くて学校に行きたくないなど様々あると思うのです。それ以外のお子さんもしっかり思うので、様々なニーズに対してきめ細やかに対応ができるように、ぜひお願いしたいと思います。

自分の学校以外だったら顔を合わせないから行けるというようなお子さんもいるから、ある意味効果的なのかなとも思いますけど、上野中学校のお子さんはそういうところはちょっと違うのかもしれませんが。そういうことも含め、いろいろな子供たちの実態をよく考えてぜひ成果を上げていただきたいと思います。

もう一つは、全く行けなくなっている、ひきこもりに近い、学校にもどこにも、あしたばにも行けない。ふれあいパートナーも利用できない、そういったお子さんもいるということで、そのような子供への手立てというのも今後考えていただけたらありがたいと思います。

○指導課長 様々なお子さんの状況というのがあると思いますので、やはり少人数での関わりということを通じて、丁寧に 1 人 1 人の状況というのを把握しながら、その子に応じた対応というのが通常よりもやりやすいというふうに考えます。

また、ひきこもりのお子さんについては、今年度からバーチャル・ラーニング・プラットフォームということで、少しでもきっかけをつくっていくということで取り組んでおります。教育支援館が中心となっております不登校の子供たちのこれからの社会的自立につながるよう、また学校に復帰できるのであれば、学校につなげていくということでやっていきたいと考えております。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、次に、指導課の才についてですね。中学生短期留学派遣事業について。

何かありますか。いいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のエ及びオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(4) 教育改革担当 カ

○佐藤教育長 次に、教育改革担当の力について教育改革担当課長、説明をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは私より、学びのキャンパス台東アクションプランの改定についてご説明をいたします。資料の6をご覧ください。

項番 1、改定の趣旨でございます。学びのキャンパス台東アクションプランは、台東区学校教育ビジョンが示す四つの政策目標と 16 の施策の方向に基づいて施策を展開し、学校教育を推進するための具体的な行動計画として、令和 5 年度からの 3 年間を計画期間といたしております。

この度、現行の計画が令和 7 年度末で終了となるため、その改定を行うものでございます。また、令和 3 年度に策定いたしました台東区学校教育情報化推進計画、こちらも令和 7 年度末で終了となることに伴いまして、同計画をアクションプランに包含させ、総合的かつ一体的な計画とするものでございます。

項番 2、計画の位置付けです。アクションプランは上位計画である教育ビジョンとともに教育基本法に基づいて策定する、台東区の教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけております。

項番 3、計画期間は令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間でございます。

項番 4 の検討体制につきましては、教育委員会及び区長部局の関係所管による庁内の策定検討会を設置いたします。

項番 5、予算額(案)は 53 万円となります。

最後に項番 6、今後の予定でございます。今月の政策会議に諮りました後、区議会第 1 回定例会におきまして、区民文教委員会に報告を行います。以後、資料に記載のとおり進め、令和 8 年 3 月に計画を策定する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育改革担当の力については、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 これで今日の案件は終了となります。今日の会議の中で、その他、何かご発言等がございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時35分 閉会